

札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務仕様書

1 業務名

札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務

2 履行期間

契約締結日から令和 5 年 1 月 31 日までとする。

3 普及啓発媒体の制作内容

印刷及びホームページ掲載用デザインデータとしてポスター、パンフレット、リーフレットを、DVD 収録又はインターネット配信用として解説動画を制作する。

各媒体の規格等は、別表のとおりとする。

なお、令和 4 年 1 月 28 日から 2 月 28 日まで実施した動物園条例（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）資料や札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園条例に関するページを参考に、動物園条例の制定趣旨や各規定内容をわかりやすく伝える内容を企画提案すること。

また、制作する普及啓発媒体の企画提案にあたっては、特に動物園条例第 14 条の円山動物園における動物の展示及び教育活動の原則に沿って制作するよう留意すること。

<参考>札幌市動物園条例

（動物の展示及び教育活動における原則）

第 14 条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第 1 号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。

（1）利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。

（2）動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。

（3）動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

※具体例は最終ページを参照

4 業務内容について

（1）企画制作

各媒体において、動物園職員とともに企画会議を媒体 1 種につき 2 回程度（最大 2 h/回）行う。

企画会議におけるポスター、パンフレット及びリーフレットについては、全体の構成、掲載文章の調整を行った企画書を作成し、解説動画については、映像の構成、台本・ナレーション原稿等の企画書を作成し、それぞれ委託者のチェックを受ける。

委託者の同意を得た企画書において、円山動物園内における撮影が必要となるものについては、撮影希望日や撮影者などの実施内容をまとめた撮影計画書（任意様

式)をあらかじめ委託者に提出し、承諾を得ること。円山動物園以外での撮影等については、受託者においてそれぞれ所有者又は管理者への許可等を取って行うこと。

制作する各媒体の著作権等は、下記9のとおり委託者に帰属するものであることに留意して、撮影等を行うこと。

(2) 原稿データの作成及び校正作業

上記(1)の企画に基づき、各媒体を制作し、校正又は動画内容について委託者のチェックを受けること(最大5回を限度とする。ただし、委託者からの修正事項が反映されていない場合は、修正事項がすべて反映された校正原稿を1回と数えるものとする。))。

5 納期

令和5年1月31日(火)まで

6 成果物の納品方法について

媒体	形式
ポスター	Adobe Illustrator2020 と互換性のあるバージョンの ai データ、PDF ファイル (acrobat readerDC で閲覧できるバージョン)、jpeg データを CD-R 又は DVD-R に保存して納品すること
パンフレット (一般向け)	
(こども用)	
リーフレット (条例全般)	
(基金)	それぞれの動画について、DVD-video データを DVD-R に書き込み納品すること。 なお、DVD-video 形式については、マスター用として2枚(コピーガードなし、トールケースに入れ、パンフレット(一般)の表紙をケースサイズで出力しケース表紙に貼付(紙を入れる透明カバー付きの場合は差し込み)すること。また、レーベル面(白無地)には「札幌市動物園条例 解説動画(〇〇〇〇版)」を黒字・ゴシック体で表示すること。)、配布用として10枚(コピーガードつき、スリムプラケース入、レーベル面への表示はマスター用と同様とする。)を納品すること。 MP4 形式の納品については、概要版、詳細版、こども向け版全てのデータを各フォルダに分け DVD1 枚に保存すること。
解説動画 (概要版)	
(詳細版)	
(こども用)	

7 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、受託者は委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

8 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

9 成果品に係る著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に努めること。
- (3) 本業務の履行において使用する材料等は環境に配慮したものであること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者に委託をすることができない。ただし、委託者が必要と認めたときはこの限りではない。

11 札幌市動物園条例の参照資料名と参照先ホームページ URL

- (1) 札幌市動物園条例（素案）への意見募集（パブリックコメント）資料

意見募集資料

https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/documents/opinion_joureisoan.pdf

意見の概要と札幌市の考え方

https://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/documents/opinion-solicitation-results_joureisoan.pdf

- (2) 札幌市動物園条例紹介ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/zoo/ordinance/index.html>

＜参考＞動物の展示及び教育活動における原則について

① 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。

直接動物に触ることや人が持っているエサを動物が食べることなどを指します。

「野生動物」について適用するため、ヒツジや馬などの「家畜」は対象外です。

また、「展示や教育活動」において「利用者」に適用するもののため、飼育や治療等を行う関係者が飼育する野生動物に触ることは含まれません。



(過去に円山動物園で実施していた事例)

② 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとすること。

動物(家畜も含み、剥製など生きていないものも含む)に服を着せたり、自転車に乗せたりするなど、人間の姿や行動と同じことをさせようとするを指します。



(過去に円山動物園で実施していた事例)

③ 動物の本来の生態とは異なることを人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること

動物のイラストや写真に吹き出しを付けるなど、動物が人間と同じような感覚を持っているかのよう誤解を与える掲示物などを指します。



さまざまな研究の中で、動物の行動や表情を人に置き換えて考えることが動物に対する関心を高める効果があるとしているものがあります。一方で、動物が擬人的に描かれた絵本などを幼少期からよく見ていると、その後、動物を人の特徴に当てはめて考えることが多くなるという研究結果もあります。こうした擬人的表現にはメリットやデメリットがあることを踏まえ、動物園は野生動物の生理・生態等を正確に伝える場であることから擬人的な表現は避けるべきと考えています(科学的に人と類似性が認められていることは除きます)。

この規定は、円山動物園における展示や教育活動を対象としているため、例えば、動物の生理・生態を研究する際に人に置き換えて考察することや、一般の擬人的表現を否定するものではありません(園内の売店食堂の営業や来園者の行動は対象外となります)。

媒体		サイズ	色	納品規格等	コンセプト	必須掲載事項等
全媒体共通					・全体的にポスター、パンフレット、リーフレット、解説動画は共通したイラスト、文字、枠・図形を使いながら同じ動物園条例の啓発媒体という印象を出しつつ、文字・図形等の大きさや色使いを工夫するなどして、それぞれの媒体の違いが一見してわかるデザインであること。	・条例名、施行日、条例の全体像（市、市民、事業者及び動物園の取組・施策の関係性を表した図） ・札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園条例掲載ページのURLのQRコードとリンク先ページの簡単な紹介文 ・札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園応援基金（寄附）ページのURLのQRコードとリンク先ページの簡単な紹介文
ポスター		A1 縦	フルカラー	illustrator (ai) （アウトラインあり・なし両方） PDFファイル J P E Gファイル	・動物園条例の存在を気付かせるものであること ・動物園条例がどんな条例であることを端的に伝えるものであること ・動物園条例が目指す市民、事業者、動物園の関係性を示し、市民、事業者が動物園を利用し、良く学び、応援・支援したくなるよう促すものであること ・札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園条例のページ及び動物園応援基金への寄附について掲載するページへ誘導するものであること	・動物園条例の目指すもの（※）に意識を向けるキャッチコピー ・札幌市市政等資料番号及びライラックマーク ・担当部署名、電話番号 ※動物園条例の目指すもの さまざまな協働を通じて動物園の活動を真に野生動物の保全へとつなげる仕組みを構築して、将来世代にわたり野生動物が存続できる自然と人が共生する社会
パンフレット	一般向け	A4縦、8ページ、左綴じデザイン	フルカラー	illustrator (ai) （アウトラインあり・なし両方） PDFファイル J P E Gファイル（ページ毎）	・動物園条例の全条文の規定内容を紹介するもの。（条文すべてを記載していなくてもよい。規定内容がどういふことかその概略が表現されていればよい。） ・条例を詳細に説明するパンフレットとして「これで条例全体をつかめる」と印象づける工夫したデザインであること。 ・札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園条例のページ及び動物園応援基金への寄附について掲載するページへ誘導するものであること	・条例各条の項目名、説明文（条文の概略文） ・特に「動物園条例はなぜつくられたのか」「どんな条例なのか」「動物園とはどんなところか」「動物福祉とはなんのことか」「動物園で動物福祉を良好にするためには何をどうするのか」「円山動物園の取組」については、規定概要だけでなく背景や具体例。 ・札幌市市政等資料番号及びライラックマーク ・担当部署名、電話番号
	こども用	A4縦、16ページ、左綴じデザイン	フルカラー	illustrator (ai) （アウトラインあり・なし両方） PDFファイル J P E Gファイル（ページ毎）	・主に小学生から中学生以下が読むものとする。 ・できるだけ文字よりもイラスト、写真、図形などを多く活用し、イラスト等で条例の規定内容が意図するものを表現したものであること。 ・このパンフレットを読み進めるための案内役として自然や野生動物への関心を高めることが期待できる登場人物（人間のみとする。）を表記したものであること。 ・このパンフレットは、小中学生が動物園をテーマとした授業など学習用として活用できるものとする。少なくとも「動物園条例はなぜつくられたのか」「どんな条例なのか」「動物園とはどんなところか」「動物福祉とはなんのことか」「動物園で動物福祉を良好にするためには何をどうするのか」「円山動物園はどうやって取り組んでいくか」「わたしたちが野生動物を守るために出来ることはなにか」を記入する欄を設け（記入欄の設ける場所は各ページごとでも集約したページでも構わない）、その解答例を別ページに掲載するものであること。なお、これらの問いの表記は、小学校3年生以下でもわかりやすい問いかけ方であること。 ・小学校4年生以上で学習する漢字や用語については、ふりがなや注釈をつけるなど配慮されているものであること。 ・自分たちができることの勉強資料として、札幌市が発行する環境保全に関するパンフレットを紹介するデザインとする。	・「動物園条例はなぜつくられたのか」「どんな条例なのか」「動物園とはどんなところか」「動物福祉とはなんのことか」「動物園で動物福祉を良好にするためには何をどうするのか」「円山動物園の取組」を図、イラスト、写真等を用いて説明したもの。 ・札幌市市政等資料番号及びライラックマーク ・担当部署名、電話番号

媒体		サイズ	色	納品規格等	コンセプト	必須掲載事項等
リーフレット	条例全般	A4横、両面印刷、巻三つ折りデザイン	フルカラー	illustrator (ai) (アウトラインあり・なし両方) PDFファイル J P E Gファイル (ページ毎)	・条例のパンフレットの概要版の位置付け ・条文は要約又は一部のみ抜粋して掲載するが、条数・項目名（例：第 1 条目的）は条例で規定している項目として全て掲載するものとする。 ・札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園条例のページ及び動物園応援基金への寄附について掲載するページへ誘導するデザインであること	・図、イラスト、写真等を用いて「動物園条例はなぜつくられたのか」「どんな条例なのか」「動物園とはどんなところか」「動物福祉とはなんのことか」「動物園で動物福祉を良好にするためには何をどうするのか」「円山動物園の取組」「私たち一人ひとりができることは何だろうか？」などの切り口で説明したもの。 ・札幌市市政等資料番号及びライラックマーク ・担当部署名、電話番号
	基金	A4横、両面印刷、巻三つ折りデザイン	フルカラー	illustrator (ai) (アウトラインあり・なし両方) PDFファイル J P E Gファイル (ページ毎)	・動物園応援基金の設置目的をわかりやすく伝えるものであること。 ・動物園応援基金への寄付の方法や寄付金の使途など基金に関する基本的な内容を、写真、イラスト等を併用した多種多様な視覚効果を用いて理解しやすくまとめ、基金への寄付の動機づけとなるようなものであること。 ・リーフレットの内容は、基金への寄付者として想定する18歳以上の個人、団体、企業を対象としたものとする。 ・札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園応援基金への寄附について掲載するページへ誘導するものであること	・動物園応援基金を設置した経緯、目的。 ・基金へ集まった寄付金の使途について、想定される複数の使用例 ・基金に寄付する方法とその手続きについての説明（動物園への寄付、ふるさと納税経由の寄附） ・動物園応援基金の寄付申出入カフォームページへリンクするQRコード ・札幌市市政等資料番号及びライラックマーク ・担当部署名、電話番号 ・その他、新たに加えるべき事柄については、効果的な項目等について委託者に提案し、協議の上決定すること。
解説動画	概要版	アスペクト比 16：9 解像度 1920x1080以上	フルHD	90秒、MP4及びDVD-video形式	・テレビ、インターネット上の動画掲載などで、条例の概略を伝える広報用動画として位置付ける。 ・内容は、主に自然や動物、動物園の取組（飼育員などの動物園運営に携わる者も含む）を実写した映像又はアニメーションにナレーションを付けて構成するものであること。 ・動物園条例が制定され、条例に規定された取組を進めていくことで、将来世代にわたり野生動物が存続し続ける「自然と人が共生する社会」を実現するということをイメージできるものとする。	・条例の規定項目の列挙 ・担当部署名、電話番号
	詳細版			20分～30分、MP4及びDVD-video形式	・全条文を前文から第24条まで順にテキストとともにナレーション付きで解説する動画とする。 ・各条の規定内容をイメージできる写真、映像、アニメーションを使い、わかりやすく条文を解説するものであること。 ・ホームページ又は円山動物園公式Youtubeチャンネルで閲覧できる学習用動画となるよう、MP4形式では一条毎に動画を分け、DVD-video形式では、一条毎にチャプターを分けメニュー作成し、特定の条の動画だけを選択して見ることができるものであること。	・条例の制定趣旨。 ・各条文。 ・メニュー画面（チャプター機能付） ・担当部署名、電話番号
	こども用			10分～15分、MP4及びDVD-video形式	・主に小学校3年生以下向けに、できるだけ文字よりもイラスト、写真、図形などを多く活用し、ナレーション付きで条例の規定内容をわかりやすく解説したものであること。小学校4年生以上で学習する漢字や用語については、ふりがなや注釈をつけるなど配慮されているものであること。 ・パンフレット（こども向け）の学習機能も活用する表記等（例：「パンフレットの〇ページを見てね！そこに君の考える生き物を守るためにできることを書いてみよう！」などのテロップ、イラスト表示、又はナレーション等）があること。	・「動物園条例はなぜつくられたのか」「どんな条例なのか」「動物園とはどんなところか」「動物福祉とはなんのことか」「動物園で動物福祉を良好にするためには何をどうするのか」「円山動物園はどうやって取り組んでいくか」「わたしたちが野生動物を守るために出来ることはなにか」の解説。 ・担当部署名、電話番号